

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年2月9日	不動産番号	1903000023893
地図番号	E1 14-3	筆界特定	[余白]		
所在	三重郡川越町大字当新田中通			[余白]	
①地番	②地目	③地積	町反畝歩(併)	原因及びその日付〔登記の日付〕	
204番	田	⑩	625	[余白]	
422番	田	⑩	907	昭和37年2月10日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 211番 〔昭和37年4月4日〕	
422番2	[余白]		885	①③422番2、同番3に分筆 〔昭和46年2月24日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月9日	
[余白]	[余白]		842	③422番2、422番4に分筆 〔平成14年4月11日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年9月28日 第30504号	原因 昭和47年6月30日相続 所有者 三重郡川越町大字南福崎245番地 金森多市 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月9日
2	所有権移転	平成20年2月1日 第2347号	原因 平成19年7月1日相続 所有者 三重郡川越町大字南福崎245番地 金森利夫
付記1号	2番登記名義人住所変更	令和2年3月4日 第4692号	原因 平成26年7月18日住所移転 住所 三重郡川越町大字南福崎267番地
3	所有権移転	令和2年3月4日 第4693号	原因 令和2年3月4日売買 所有者 鈴鹿市桜島町三丁目11番地の2 株式会社ADI

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成20年6月5日 第14737号	原因 平成19年7月1日相続による相続税及び 利子税の平成20年4月8日設定 債権額 金4,188万4,900円 内訳 相続税額金1,817万5,600円 及び利子税の額金2,370万9,300円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 三重郡川越町大字南福崎245番地

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			金森利夫 抵当権者 財務省 (取扱庁 四日市税務署) 共同担保 目録(注)第850号
2	1番抵当権抹消	平成30年5月23日 第11426号	原因 平成30年4月27日解除
3	根抵当権設定	令和2年4月3日 第7768号	原因 令和2年4月3日設定 極度額 金3,300万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 電子記録債権 債務者 鈴鹿市桜島町三丁目11番地の2 株式会社ADI 根抵当権者 三重県四日市市西新地7番8号 株式会社三重銀行 共同担保 目録(注)第663号

共同担保目録			
記号及び番号	(注)第663号	調製	令和2年4月3日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	三重郡川越町大字当新田字中通 422番2の土地	3	余白
2	津地方法務局 津市芸濃町棕本字小場左馬 6250番9の土地	余白	余白



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和2年4月13日
津地方法務局四日市支局

登記官

森谷 義明



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。